

厚生労働大臣が定める掲示事項

令和8年6月1日現在

当院は保険医療機関です。健康保険法に基づく療養の給付を行っています。

■ 当院が届出ている施設基準

以下の施設基準について、関東信越厚生局に届出を行っています。

- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算（加算3）
- ・ 時間外対応体制加算（加算1）
- ・ 短期滞在手術等基本料1
- ・ 静脈圧迫処置
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（1）
- ・ 酸素の購入価格に関する届出書

■ 明細書の発行について

診療内容を患者様にわかりやすくお伝えするため、領収証発行時にあわせて、診療報酬の算定項目を記載した明細書を無料で交付しております。

明細書の発行を希望されない場合は、受付にてその旨をお申し出ください。

■ 長期収載品(先発医薬品)の選定療養について

令和6年10月1日より、後発医薬品(ジェネリック医薬品)がある先発医薬品について、患者様のご希望により先発医薬品を使用する場合は「選定療養」として、後発医薬品との差額の一部を別途ご負担いただきます。

ただし、医療上の必要性から医師が先発医薬品を処方する場合は、従来どおり保険給付の対象です。

ご不明な点がございましたら、受付までお尋ねください。

■ 電子的診療情報連携体制整備加算について

オンライン資格確認等システムを通じて取得した診療情報・薬剤情報等を、診察室にて閲覧・活用できる体制を整備しています。

マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。

■ 物価対応料について

令和8年6月の診療報酬改定により、物価高騰への対応として「物価対応料」が新設されました。初診時・再診時にそれぞれ所定の点数が加算されます。

■ かかりつけ医機能について

「かかりつけ医」機能を有する医療機関として、次の取り組みを行っています。

- ・他の医療機関の受診状況や処方薬を把握し、必要な服薬管理を行います
- ・必要に応じて、専門の医師・医療機関をご紹介します
- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談にお応えします
- ・介護・保健・福祉サービスの利用に関するご相談にお応えします
- ・夜間・休日のお問い合わせに対応しています

■ 時間外の対応体制について

診療時間外における患者様からのお問い合わせに対応できる体制を整えています。

- ・対応時間:診療時間外(夜間・休日)
- ・対応者:当院の医師
- ・連絡先:070-9304-8929

お急ぎの場合や緊急時は、上記の連絡先にお電話ください。状況に応じて、医師への連絡や救急医療機関のご案内を行います。

なお、当院では時間外対応体制加算を算定しております。

■ 一般名処方について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬について、患者様にご説明のうえ、商品名ではなく一般名（有効成分の名称）で処方箋を発行する場合があります。

一般名処方により、特定の医薬品の供給が不足となった場合でも、必要なお薬が提供しやすくなります。ご理解とご協力をお願いいたします。

■ ベースアップ評価料について

勤務する職員の賃金改善を実施するため、外来・在宅ベースアップ評価料を算定しています。

※本加算は、医療機関に勤務する職員（医師・看護師・事務職員等）の処遇改善を目的とした診療報酬上の評価です。